
用語一覽

用語一覧

【あ行】

空き家バンク制度

定住促進・空き家の利活用を目的として、市内の空き家に関する情報を空き家バンクに登録し、転居を希望する人に情報提供する制度。

宇治都市計画区域

京都府が府内の13の都市計画区域において定めた、都市計画の基本的な方針を示した計画のひとつである「宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（宇治都市計画区域マスタープラン）」に示される区域で、宇治市、城陽市、久御山町、井手町で構成されている。

【か行】

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。（都市計画法第4条12項）

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

急傾斜地崩壊危険区域

以下の[1]及び[2]の区域を包括する地域で、都道府県知事が指定した区域。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）

[1]崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの。

[2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線のことで、高速自動車国道や一般国道およびこれらを連絡する幹線的な道路。

計画規模（の降雨による浸水深）

年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が1/150程度の大雨により発生し得る洪水を想定し、河川（本計画においては木津川）が氾濫した場合に浸水が及ぶ深さを示したものの。

減災

災害などの被害をあらかじめ想定し対策を施すことにより、地震などの大規模災害発生時に生じうる被害を最小化する考え方。

公共投資

国や地方公共団体などの政府部門が社会資本整備のために実施する設備投資のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少社会において持続可能なまちづくりを進めるため、医療・福祉・商業などの生活機能を身近な拠点に誘導し居住と近接させるとともに、公共交通ネットワークとの連携を図る、誰もが住みやすい利便性の高いまちづくりの考え方。

【さ行】

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。（都市計画法第 7 条）

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第 7 条）

地すべり防止区域

以下の[1]及び[2]の区域を包括する地域で、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。（地すべり等防止法第 3 条）

[1]地すべり区域（地すべりしている区域・地すべりするおそれのきわめて大きい区域）

[2]地すべり区域に隣接する区域（地すべりを助長・誘発している地域・地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域）

自然減

死亡数が出生数より多いことにより人口が減少している状態。

社会減

転出数が転入数より多いことにより人口が減少している状態。

将来都市構造

社会インフラや都市機能などから構成される将来のまちのあり方。

人口動態

ある一定期間内の人口変動。出生、死亡による自然増減および、転出入による社会増減に伴う変化を指す。

スマートインターチェンジ

E T Cを搭載した車両に限定し、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。

想定最大規模（の降雨による浸水深）

年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）が1/1,000程度の大雨により発生し得る洪水を想定し、河川（本計画においては木津川）が氾濫した場合に浸水が及ぶ深さを示したものの。

【た行】**転出超過数**

転出者数から転入者数を差し引いた数。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。（都市計画法 第5条）

都市計画道路

人と車の円滑な交通などを確保するために都市計画において定めた道路。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更や、公共施設の新設又は変更に関する事業。

【な行】**乗合タクシー**

青谷地域において運行する乗合タクシーは、交通手段を確保するために路線バスと同じように定時定路線で多賀口～城陽市役所間を運行するタクシーを指す。（青谷方面乗合タクシー運行事業）

【や行】**用途地域**

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）、^{べい}建蔽率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）および各種の高さについて制限を行う制度。

現在13種類の用途地域により建築制限が行われている。

都市計画法では、都市地域の土地利用に計画性を与えるために、地域ごとの性格に応じた建築制限を行う地域地区を定めているが、用途地域はこの中でも最も基本的な地域制として位置づけられている。（都市計画法第8条、第9条）

城陽市立地適正化計画

発行日： 令和8年4月

発行： 城陽市 都市整備部 都市政策課

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL 0774-56-4066 FAX 0774-56-3999

表紙デザインについて

表紙デザインは、本市と連携協力に関する協定を締結している京都芸術デザイン専門学校に制作を依頼し、素晴らしい作品の数々から倉本正美さんの作品を採用しました。

デザインの視点として、

- ・完成形ではなく、「今まさにつくられている途中の城陽市」
- ・市民と行政と一緒に積み重ねてまちが形になっていくプロセス

をコンセプトに、梅やしらすぎなど本市の特色もちりばめられ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を表現したデザインとなっています。



城陽市